

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和元年9月10日 午後 3時10分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	中 根 光 男
副委員長	設 楽 健 夫
委 員	田 谷 文 子
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 民 部 長	山 内 美 則
生活環境課長	廣 原 正 則

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局	檜 山 宏 美
-----------	---------

議 事 日 程

令和元年9月10日（火曜日）午後 3時10分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 新治地方広域事務組合からの土浦市の脱退について
- (2) 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について
- (3) 閉会中の所管事務調査の申し出について
- (4) その他

3. 閉 会

開 議 午後 3時10分

○中根光男委員長

ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。議会事務局、檜山係長を指名いたします。

ここで、お諮りいたします。

本日の日程は、タブレット端末に掲載いたしました会議次第のとおり行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本日の事件に関する資料につきましては、お手元のタブレット端末でごらんになれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

○中根光男委員長

初めに、新治地方広域事務組合からの土浦市の脱退についてを議題といたします。

説明を求めます。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

本日はお忙しい中、お時間いただきましてありがとうございます。

それでは早速、1番目の案件であります新治地方広域事務組合からの土浦市の脱退につきまして、生活環境課長から報告を申し上げます。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

生活環境課の廣原でございます。

資料をごらんいただきたいと思います。

新治地方広域事務組合は、地方自治法第 284 条第 1 項の規定による一部事務組合であります。現在の共同処理する事務としましては、ごみ処理施設の設置及び管理に関する事、ごみ処理に関する事及び老人福祉センター施設の設置及び管理に関する事となっております。構成自治体としましては、石岡市、土浦市、かすみがうら市となっておりますが、石岡市につきましては旧八郷町地区、土浦市につきましては旧新治村地区のみの共同処理となっております。

2 番の新治地方広域事務組合の経緯としましては、昭和 49 年 6 月に設立し、老人福祉センターは昭和 51 年 5 月開所、現在の施設である環境クリーンセンターは平成 7 年 4 月に稼働を開始し、現在に至っている状況でございます。また、平成 21 年 12 月にかすみがうら市、石岡市及び土浦市で締結しました協定書に基づきまして、現在運営されている状況でございます。協定書の協定期間につきましては、令和元年度までとしております。

令和 2 年度以降の予定につきましては、3 番の表のとおりでございまして、本年度までにつきましては、当市を含む土浦市（旧新治村地区）、石岡市（旧八郷町地区）で構成する新治地方広域事務組合、小美玉市（旧美野里町地区）、茨城町で構成する茨城美野里環境組合、石岡市（旧石岡市地区）、小美玉市（旧小川町、旧玉里村地区）で構成する霞台厚生施設組合がございまして、それぞれ運営を行っている状況でございます。

土浦市の清掃センターにつきましては、昨年度、基幹的施設更新工事が完了したことによりまして、新治地区を含む全市の一般廃棄物の処理が可能となること、また、同協定が令和元年度をもって終了することから、同年度末をもって新治地方広域事務組合から土浦市が脱退することについて、構成市において現在協議を行っているところでございます。

なお、令和 2 年度において、当組合はかすみがうら市、石岡市の 2 市で運営します。また、現在、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町を構成市とする霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設が、現在の霞台厚生施設環境センター隣接地において工事が進められており、令和 2 年度末に竣工する予定となっております。この霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設が完成する令和 2 年度末をもって、新治地方広域事務組合は解散し、令和 3 年度以降、施設の解体を行う予定でございます。老人福祉センターにつきましても、環境クリーンセンターの附帯施設として同様に解体をする予定としております。

また、次のページでございますが、4 番の今後のスケジュールでございますけれども、本市を含む構成市において、ことし 12 月の第 4 回定例会時に、土浦市の脱退につきまして組合規約変更の可決をいただきたいと思いますと考えております。その後、令和 2 年 1 月から 2 月において、茨城県へ許可申請を行います。県の許可後、令和 2 年 3 月 31 日をもって土浦市が脱退する予定でございます。また、令和 2 年度においては、石岡市と本市で組合の運営を行うことになります。その後、令和 2 年度末をもって組合を解散し、ごみ処理については霞台厚生施設組合へ移行することになります。そして、令和 3 年度以降、新治地方広域事務組合の施設の解体に着手をいたします。これらの実施については、当市が引き継ぎ行う予定で協議を進めております。また、解体の完了につきましては、令和 5 年 3 月までで終了する方向としております。

第 4 回定例会への提出案件名につきましては、変更となる可能性もございますが、新治地方広域事務組合規約の一部を変更する規約として提出する予定となっております。

説明につきましては、以上でございます。

○中根光男委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等は、ございませんでしょうか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっと2つほどあるけれども、1つは、福祉施設の設立母体というのは、どこになっているのですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

老人福祉センターのことかと思いますが、同じ新治地方広域事務組合の施設として、同じ構成市で運営を行っていることになっております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

そうしますと、土浦市が離脱しますよね。そのときに、その残された残存施設の運営も、今で言うと、2市で運営していくと考えてよろしいですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

2市で運営する予定となっております。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

もう一つ。この4番の今後のスケジュールの中で施設解体ということが入っています。土浦市の脱退後の解体費用について、土浦市との協議については、どういうふうになっているのですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

現在、新治地方広域事務組合におきまして、解散事務検討委員会で協議を進めております。解体費用につきましては、3市で負担する方向で検討をしておるところでございます。

○中根光男委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

そうしますと、土浦市が脱退した以降も、解体の運営組織についてはそのまま継続していくという協定になっているのですか。

○中根光男委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

現在、その検討委員会におきまして協定書等の締結の検討をしております、それらの中には、解体費用についても、土浦市を含む3市で解体を行う方向で協議を進めているところでございます。

○中根光男委員長

ほかに質問は、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の皆様には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時19分

再 開 午後 3時20分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

○中根光男委員長

次に、本委員会に付託されました請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

まず、書記に請願書を朗読させます。

○議会事務局（檜山宏美君）

それでは、請願第3号を朗読させていただきます。

請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。

かすみがうら市議会議長、加固豊治様。

2019年8月9日。

紹介議員、川村成二。

団体名、茨城県教職員組合。

請願代表者、杉山 繁ほか141名になります。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。

請願趣旨。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、教職員の定数改善を行うことにより、教職員の働き方改革もすすみます。教職員が余裕をもって学校教育にあたれるようになり、教育の質を高められます。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子ども

たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2020 年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

以上です。

○中根光男委員長

以上で、朗読が終わりました。

それでは、請願書をお目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 2 3 分

再 開 午後 3 時 2 4 分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

それでは、本請願の取り扱いにつきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

請願の趣旨、今よく読ませていただいて、私は全く同感というか賛同させていただきました。よって、ぜひこの文教厚生委員会として採択するものであると私は思いますので、意見をさせていただきます。

○中根光男委員長

ほかにご意見等は、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、ないようですので、これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

これで、討論を終結いたします。

これより、請願第 3 号を採決いたします。

請願第 3 号を採択することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第 3 号は採択することに決定をいたしました。

次に、ただいま、本委員会で採択いたしました請願第 3 号につきましては、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書の提出が求められておりますので、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）についてを議題といたします。

ここで、意見書（案）の配布をお願いします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時26分

再 開 午後 3時27分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

配布漏れはございませんでしょうか。

それでは、ただいまお手元にお配りいたしました意見書（案）を書記に朗読させます。

○議会事務局（檜山宏美君）

それでは、朗読させていただきます。

意見書（案） 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）の提出について。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、かすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和元年9月18日。

かすみがうら市議会議長、加田豊治様。

提出者、文教厚生委員会委員長、中根光男。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣あて。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、教職員の定数改善を行うことにより、教職員の働き方改革もすすみます。教職員が余裕をもって学校教育にあたれるようになり、教育の質を高められます。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1. 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

○中根光男委員長

以上で、朗読が終わりました。

意見書（案）をお目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時32分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

それでは、意見書（案）につきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

請願の中にもありましたけれども、この中の記というところで2つの要望が出ていますね。計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進するということと、教育基本法でも述べられている教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。この2つは、まず2番目の教育の機会均等と水準維持向上のためには、どうしてもやっぱり1番目が必要だという基本的な考え方のもとに、2つに整理して提出するということについては、よく整理されて、これは現場においても実質的に実施していくということが求められることでもありますし、この意見書については、この形で提出については賛成します。

○中根光男委員長

それでは、ほかにご意見等は、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、ないようですので、これより意見書（案）につきまして採決いたします。

本意見書（案）を国の関係機関に提出することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書（案）は全会一致をもって国の関係機関に提出すべきものと決定しましたので、この案文を議長宛てに提出させていただきます。

なお、本意見書（案）につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を議長宛てに申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

○中根光男委員長

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申出書（案）についてお目通し願います。

それでは、お諮りいたします。

本案のとおり、議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ございませんでし

ようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、そのように議長宛てに申し出させていただきます。

○中根光男委員長

次に、その他でございますが、茨城県市議会議長会主催による令和元年度第1回議員研修会の出席者の選出についてを議題といたします。

来る11月18日月曜日から19日火曜日までの2日間にわたり、茨城県市議会議長会主催による令和元年度第1回議員研修会が水戸市のホテルテラスザガーデン水戸を会場に開催されますことから、各常任委員会からそれぞれ出席者1名を選出されるよう求められております。

なお、本研修の2日目が議会運営委員会及び全員協議会の日程と重なっていることから、1日目のみの参加をお願いいたします。

これより、本研修の出席者につきましてご意見等をお伺いいたします。

どなたか推挙いただけますでしょうか。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

文教厚生委員会で1名ということだと思いますので、ぜひ小倉委員を推薦させていただきたいと思っています。

○中根光男委員長

ただいま、櫻井委員から小倉委員を本研修の出席者に推選するのご意見がございました。

それでは、小倉委員を本研修の出席者とし、議長に報告することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしました。そのほか、何かございませんでしょうか。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

何度もですが、文教厚生委員会視察研修の件です。何かその後動きがあれば報告いただければと思いますが。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時38分

再 開 午後 3時47分

○中根光男委員長

会議を再開いたします。

日程につきまして今、櫻井委員からも提案ありましたように、1月14日、15日、16日で一応検討させていただいてよろしいでしょうか。

それで、今、テーマについても事務局のほうからありましたが、まずは受け入れをしてもらうことを前提として、あと航空券のほうも購入できるかと思います。その辺またご苦労かけますけれども、事務局のほうで対応していただけないでしょうか。それで、ある程度決まったら、正副委員長にもまた報告をください。よろしくお願いします。

それでは、そのように進めさせていただきますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それで、そのほか何かございませんでしょうか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

文教厚生委員会で、1つは千代田地区の義務教育学校にかかわるさまざまな形で、バスの件も含めて、どういう状況で今進んでいるのかという報告をちょっと聞きたいなと。その中には、放課後児童クラブのありようも含めていろいろな話ちょっと聞きますので、それをどこかで協議をひとつ。

もう一つが、千代田地区の義務教育学校の中でも小学校のバスの運行が準備されていくと思う。霞ヶ浦地区の小学校のバスも来年で5年になりますね。中学校はもう一般財源で運行するという点についても、ちょうどいいタイミングなので、全体としてどういう進め方でいったらいいのかという検討もそろそろやっぱり必要だと。教育委員会のほうでも始めているとは思いますが、中学校は、ことしからもう自主財源で動いていますから。来年、小学校がやっていくということになるので、その辺を含めて、今後どうしていったらいいのかと検討している内容があれば、その話をちょっと聞かせてもらいたいなと思います。

○中根光男委員長

それでは、この義務教育学校のほうは私のほうからも教育長に話します。やはり今のスクールバスも含めた義務教育学校の進捗状況も含めて、報告をしてもらう場を設けたいと思います。議会が終わってから、日にちを調整します。

そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時51分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 中 根 光 男